

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーロラシティ

戸塚区品濃町 537 番地の 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 米 山 学 朋

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大 山 一 也 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 米 山 学 朋 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(4) 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 8 年 8 月 4 日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめが丘ソラトス

泉区ゆめが丘31番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役 左 藤 誠

西区南幸二丁目1番22号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	（仮称）ゆめが丘商業施設 泉区下飯田町（泉ゆめが丘地区土地区画整理事業施行地区内24街区ほか）	ゆめが丘ソラトス 泉区ゆめが丘31番地ほか
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 山 田 浩 央 西区北幸二丁目9番14号 ほか69者

(4) 変更の年月日

令和6年7月23日ほか

(5) 変更した理由

店舗名称の変更のため ほか

- 2 届出年月日
令和8年8月10日
- 3 縦覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）